

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえ展開されるように努めることとされた。これを受け、平成18年春及び秋の全国交通安全運動において、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解の増進に努めている。

法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施することとされた。

犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、平成14年度から「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を人権週間（毎年12月4日から同月10日）の強調事項に掲げ、同週間を中心に全国各地で、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。平成17年度においても、第57回人権週

間を中心に、これらの啓発活動を実施した。

また、犯罪被害者の置かれている現状を国民に広く伝え、被害者の人権に関する問題を身近な問題として考えるための人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」を平成15年度に制作し、全国の法務局・地方法務局に配布した。このビデオは、講演会及び研修会等で上映するほか、貸出しも行っている。

厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施することとされた。平成17年度においては、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催（11月22日～23日）、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発等を行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施した。平成18年度も同様の活動を行うこととしている。

全国交通安全運動ポスター



出典：内閣府ホームページ

人権イメージキャラクター
「人KEN まもる君・人KEN あゆみちゃん」



人権啓発ビデオ
「犯罪被害者の人権を守るために」



出典：法務省ホームページ

援についての広報啓発活動を一層促進するとともに、警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努めることとされた。

内閣府においては、犯罪被害者等基本法の制定・犯罪被害者等基本計画の策定に係る経緯や基本法・基本計画の概要を記した「犯罪被害者等基本計画紹介パンフレット」や、「犯罪被害者等基本計画広報ポスター」を作成し、広く関係機関等に配布することにより、犯罪被害者等施策に関する広報を着実に実施しているところである。また、政府広報等を活用し、犯罪被害者等基本計画の広報を行っている。

犯罪被害者等基本計画紹介パンフレット



(10) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

内閣府及び警察庁において、関係省庁の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報することとされた。

また、警察において、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支

2-5-1表 主なパンフレット配布先・部数

| | 延べ約2,600部 |
|---------------|-----------|
| 関係省庁 | 520部 |
| 都道府県・政令指定都市 | 820部 |
| 全国被害者支援ネットワーク | 210部 |
| 犯罪被害者団体等 | 385部 |
| 司法支援センター | 200部 |
| 日本弁護士連合会等 | 230部 |
| その他 | 235部 |